

令和 5 年度

中国「ふれあいの場」
大学生交流事業

ふれあいの場サポーター

募集要項

ふれあいの場サポーターとは

独立行政法人国際交流基金(以下、「基金」)では、日本人や日本の情報に接する機会が少ない中国の地方都市において、青少年層を主な対象に、対日理解と交流を促進するための「ふれあいの場」の運営を支援しています。「ふれあいの場」では、日本の最新情報(雑誌、書籍、映像資料等)に触れることができるほか、日本の大学生や在留邦人、現地中国人の協力を得て、さまざまな日中交流イベントが行われています。

本事業は、この「ふれあいの場」の活動の活性化と現地学生の日本への理解の深化、さらに日中の学生の相互の文化理解促進を目的として、日本の大学生を「ふれあいの場サポーター」として採用し、「ふれあいの場」に向けた活動を行うものです。

1 活動内容

活動内容は以下の通りです。

- (1) 指定されたふれあいの場での日中交流イベント(オンライン、対面)の企画
オンラインで実施できる日中交流イベントの企画作成を行う。
- (2) 広報活動
本事業及び大学生交流事業に関わる広報活動(SNS 広報の素材アイデア出し、所属大学内での説明会実施等)
- (3) 事業終了後
報告書の作成、アンケートの提出。

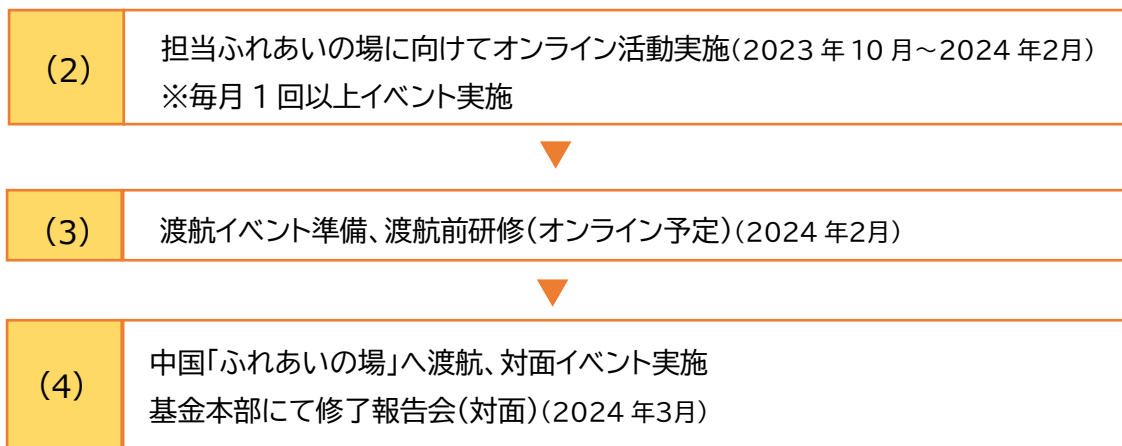
1箇所のふれあいの場を1名または2名で担当します。ふれあいの場との組み合わせ及び担当人数は、基金が決定します。

▼過去の実施企画例(Instagram)

<https://xinlianxin.jpf.go.jp/network/college/>

2 実施予定スケジュール

- (1) オンライン研修(2023年9月30日、10月1日)



- *全スケジュール、内容は状況により変更の可能性があります。
- *COVID-19、その他状況により渡航できない場合があります。

3 応募資格

- (1) 大学生、大学院生、日本の大学に在籍する学生の方。又は高専生(4・5年次)。(専攻は問いませんが、日本国籍限定。交流時の使用言語は原則日本語とします。)
- (2) 実施日程全てに参加可能な方。
- (3) 本事業の趣旨を理解し、公費プログラム参加者としての自覚を持って行動ができる方。
- (4) 中国の文化や習慣を尊重し、それらの文化・習慣及び言語を積極的に学ぼうとする姿勢がある方。

4 応募方法

- (1) 応募はすべて、国際交流基金の「[心連心ウェブサイト](#)」を通じてのみ受け付けます。
- (2) 応募書類
 - ア. 「心連心ウェブサイト」上の応募フォーム
 - イ. 推薦者による推薦状(形式自由)

5 実施要領

- (1) 本事業は、基金と各地の「ふれあいの場」との共催事業として実施します。
- (2) 参加者は、全日程において、基金と連絡を密にとり指示に従ってください。「ふれあいの場」の選定をはじめ、本事業のあらゆる意思決定において、基金が最終決定を行います。1箇所のふれあいの場を1名または2名で担当します。ふれあいの場との組み合わせ及び担当人数は、基金の最終決定に従ってください。
- (3) 採用決定後は、基金にて各人の希望と「ふれあいの場」からの希望を検討し、担当ふれあいの場を決定、中国側学生を紹介します。
その後は担当のふれあいの場学生と SNS・web 会議等を利用して連絡を取りながら、毎月のイベント企画、スケジュール調整、活動等を行ってください。
- (4) 他の活動や学業、就職活動等別途予定がある方は、きちんとご自身のスケジュール管理をした上で応募してください。
- (5) 採用決定、活動開始後、原則として、自己都合による活動休止は認められません。
- (6) 「ふれあいの場」の学生は日本語学習者のため、使用言語については基本的には日本語ですが、中国語を盛り込んだ企画内容とすることも可能です。
- (7) 本事業に関わる活動(中国「ふれあいの場」学生との連絡調整、役割分担等必要な準備、オンライン交流、イベントの企画・検討・実施、事業終了後の報告書の作成、アンケートの集計等)は、全て行ってください。
- (8) 各参加者には参加に際して契約書を提出していただきます。
- (9) 基金が負担する経費
 - ア. 事業実施のために必要な経費として基金が認める費用(交通費(市内交通費を除く)、イベントに必要な消耗品・資材(文化用品等)購入費、文化用品・調理器具・衣装・機材レンタル費(購入費)、消耗品・資材購入費、物品運搬費、運営施設費等)。
 - イ. 参加学生個人にかかる必要経費を謝金として定額支給(参加学生個人にかかるオンライン通信費、市内交通費(大学所在地)、活動中及びイベント当日の飲食代等)。
 - ウ. 基金が実施する研修にかかる費用
 - エ. 参加者の居住する最寄空港から派遣国までの順路直行による航空賃(中国国内、国際間を含む)
 - オ. 派遣時の宿泊に要する費用
 - カ. その他基金が必要と認める費用
- (10) 参加者が負担する経費
 - ア. 基金が事業実施のために必要な経費として認めない費用
 - イ. 定額支給以上の参加学生個人にかかる経費

6

応募手続き

- (1) 応募の締切は、2023年8月27日(日)です。
- (2) 選考手続(予定)
 - ア. 第1次選考
 - (ア) 心連心ウェブサイト上の応募フォームに必要事項を記入の上、応募締切までに送信してください。推薦状は、応募フォーム内記載の提出方法に従ってください。
 - (イ) 第1次選考の合否結果は、2023年8月29日(火)を目処に電話又はEメールでご連絡します。
 - イ. 第2次選考
 - (ア) 第2次選考(面接)を9月1日(月)～7日(木)の平日にオンラインにて実施します。
 - (イ) 第2次選考の合否結果は、2023年9月中旬を目処にご本人宛に電話又はEメールでご連絡します。

※活動するふれあいの場合は、ふれあいの場の状況や希望も考慮して決定するため、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

7

事業終了後の広報

一連の活動・交流の様子を動画や写真撮影をして記録してください。そちらをもとに事業終了後、直接の参加者以外にも成果を普及させるため、事業成果はSNSでの発信や報告会の実施等を通じて積極的に情報発信してください。

また、撮影・編集した動画については、基金で再編集の上、事業終了後に基金が運営する「心連心ウェブサイト」やYouTube等にアップすることがございます。イベントページも作成し「心連心ウェブサイト」にて事業の広報を行います。

8

事業に関する情報の公開

- (1) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)に基

づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

- (2) 採用された場合、参加者の個人名及び所属大学名、写真、事業の概要等の情報は、基金の事業実績、年報、基金ホームページ等において公表されます。

9

個人情報の取扱い

- (1) 基金は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。基金の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和)<https://www.jpfb.go.jp/j/privacy/>

(中国法関連)https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

- (2) 個人情報の取得

基金は、申請者からウェブ応募フォームに記載された個人情報を取得します。

- (3) 個人情報の利用目的・利用期間

- ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の応募者及び採用者管理の目的(以下「利用目的」という。)のために利用します。
- イ. 応募者の氏名、性別、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、基金の事業の適正かつ円滑な運営のために、基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の基金事業の策定に利用されます。
- ウ. イ. の情報に加え、応募者の連絡先(住所、E メールアドレス、電話番号)は、募集終了後に他の基金事業についてのご連絡、今後の基金事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。
- エ. 基金は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

- (4) 個人情報の提供

- ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

(ア)日本国在外公館(大使館・総領事館等)及び日本国外務省(安全管理上の対応、事業の実施支援等のため)

(イ)外部有識者等の評価者(採否審査、事後評価等のため)

(ウ)報道機関や他団体(事業の広報のため)

(エ)その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

- イ. 基金は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「行政機関等」という。)が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、応募者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

(5) 個人情報の越境移転

- ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、基金本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。基金は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。
- イ. 前項に定める場合のほか、基金は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

(6) 個人情報の安全管理

基金は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、応募者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

(7) 応募者の個人情報に係る権利

応募者は、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

(8) 個人情報の取扱いに対する異議申立て

応募者は、基金における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、基金に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

(9) 事業関係者の個人情報

応募者から提出を受けた応募者以外の事業関係者の個人情報についても、上記(1)～(8)の取扱いとなりますので、応募者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

(10) 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「10 お問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

(11) 同意の撤回

応募者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、基金から必要な情報・サービスの提供を

受けることができなくなる可能性があります。

10

お問い合わせ先

- (1) 独立行政法人国際交流基金 国際対話部 事業第2チーム ふれあいの場サポーター係
- (2) 住所:〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーゼ
- (3) 電話番号:03-5369-6074
- (4) ご質問専用メールアドレス:fureai_daigaku@jpf.go.jp